

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第41回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年12月18日（火） 14:00～14:53

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、

東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作
（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策
課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、
海野 敦史（料金サービス課企画官）、飯倉 主税（電気通信技術システム課企画
官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

（1）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのIP v 6インターネット接続における接続事業者数の拡大）について【諮問第3048号】

（2）接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第3049号】

2 諮問事項

事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3051号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、今のところ、委員8名中5名でいらっしゃいますので、定足数を満たしております。長田委員は少しおくれていらっしゃるとのことでございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項2件と、諮問事項1件であります。

まず初めに、諮問第3048号、NTT東西のいわゆるNGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大について、接続約款の変更の認可について審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、10月2日の部会において審議を行いまして、11月1日まで1回目の意見募集を行い、その後、提出されました意見を公表するとともに、21日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査の東海委員から、その検討結果についてご報告いただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○東海委員　それでは、資料41-1でございます。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、そのうちNGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたしたいと思います。諮問3048号に係るものでございます。

本件の概要については、ただいまのお手元の資料41-1の28ページをおあげいただきたいと思います。具体的な記載がございますけれども、NGNのIPv6インターネット接続において、技術的制約によってIPoE方式、いわゆるネイティブ方式の接続事業者数がこれまで3社に限られておりましたところ、新たな技術的な措置を実施したことによりまして、16社まで増加が可能となったことから、新たなIPoE接続事業者数の選定手続の整備などの接続約款の変更を行うところのものとございます。

意見募集を経た上で、資料41-1の表紙を1枚おめくりいただいて、1ページのと

おり報告書を取りまとめたところでございます。

接続委員会といたしましては、まず、報告書の1に記したとおり、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められるといたしております。

また、報告書の2に記したとおり、本件の特性を考えまして、総務省に対して6点の項目について要望するというご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、3ページから25ページに取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省からご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○二宮料金サービス課長　それでは、引き続きましてご説明申し上げます。

資料、3ページをごらんいただければと思います。意見及びその考え方につきましてご説明申し上げます。I P o E接続事業者の最大数が3社から16社に増加することは、公正競争の観点から好ましいというご意見でございます。

考え方は、本件認可申請に係る賛成のご意見として承るとしてございます。

1ページおめくりください。意見2でございます。既存I P o E接続事業者数と接続申込事業者数の合計が17社以上に達した場合は、I P o E接続事業者の最大数のさらなる拡大について引き続き検討されるべきとのご意見でございます。

考え方でございます。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）において、今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、I P o E接続事業者の最大数をさらに増加できるように引き続き検討を行うことが適当である。

また、NTT東西は、I P o E接続事業者の最大数をさらに増加できることとなった場合には、速やかに接続約款変更の認可申請を行うことが適当であるとしてございます。

意見3でございます。既存I P o E接続事業者数と接続申込事業者数の合計が16に達しない場合は、期限後も引き続き新規の接続申し込みが受け付けられることを希望するというご意見でございます。

考え方でございます。今回申請のあった接続約款では、「受付期間経過後に受け付けたI P o E接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第22条第1項の規定に基づき承諾するものとします」とされており、受付期間経過後、既存I P o E接続事業者数と接続申し込みの数の合計が16以下の場合には、当該申し

込みが受付順に承諾され、以降、I P o E 接続事業者数と承諾を受けた接続申込者数の合計が16に至るまで受付順に承諾されることとされているとしてございます。

意見4でございます。これは16の根拠についての意見でございます。I P o E 接続事業者数の上限が16社とされている根拠の詳細が明らかにされていないため、NTT東西は、I P o E 接続事業者数の上限を16社と試算した際のネットワークの構成や、接続条件等の前提条件や、定量的・技術的根拠について、関係事業者が幅広く検証できるように開示することが必要という意見でございます。

考え方でございます。I P o E 接続事業者数の上限が16とされている根拠については、申請概要及び、左の欄でございますが、NTT東西の再意見のとおりでございます。

なお、NTT東西においては、I P o E 接続事業者に対し、開発等契約の締結に必要な範囲で、適切に情報を開示することが適当であるとしてございます。

1ページおめくりいただきまして、意見5でございます。意見5と意見6につきましては、網改造料の考え方についての意見でございます。

I P o E 接続を基本的な接続機能と位置づけ、個別負担と整理されている費用項目を接続料原価として算入すべきというご意見でございます。

考え方でございます。平成21年8月6日付情報通信行政・郵政行政審議会答申において、I P v 6 P P P o E 方式（トンネル方式）による接続については、「接続可能な事業者数に制限のない接続形態であること等から、多くの接続事業者に具わっていることが必要な「基本的な接続機能」に位置づけることが適当」との考え方を示しており、当該機能に係る費用は、一部を除き、収容局接続機能の接続料原価に算入することとしている。

他方、I P o E 接続については、「接続可能な事業者数が当面、最大3社に制限され、誰もが提供可能な接続形態とは言えず、「基本的な接続機能」とは考えられない」との考え方を示しており、その費用は接続事業者の個別負担となる網改造料と整理したところである。

今般、新たな技術的措置を実施したことにより、I P o E 接続事業者の最大数の増加が可能となったところであるが、依然として接続可能な事業者数には制限があることから、I P o E 接続機能は個別的に用いる機能であり、「基本的な接続機能」ではないとする考え方は、引き続き妥当なものと考えられる。

なお、P P P o E 接続とI P o E 接続との間では、平成21年8月の認可に際して明

らかにされているとおり、費用負担や相互接続点の数について相違が存在するが、いずれの方式でIP v 6を提供するかについては、各事業者の判断により選択されるものであると考えられると整理をさせていただきます。

1 ページおめくりいただきまして、意見6でございます。IP o E接続事業者数の上限が撤廃されることにより、PPP o E方式と同様に、基本的な接続機能と位置づけられ、低廉な費用で接続できるようになることを要望するという意見でございます。

考え方につきましては、基本的接続機能に対する考え方については、考え方5のとおり、IP o E接続事業者の最大数の増加に対する考え方については、考え方2のとおりとしてございます。

1 ページおめくりいただきまして、意見7でございます。IP o E接続に係る費用の低減が必要というご意見です。

考え方は、NTT東西の再意見にあるとおり、今般のIP o E接続事業者の最大数の増加を受け、新規IP o E接続事業者が参入し、IP o E接続によるIP v 6の利用者数が増加すれば、1社当たりの負担額及び1利用者当たりの負担額は相対的に低減されることが考えられる。

同時に、NTT東西においては、技術の進展状況等を踏まえ、IP o E接続に係る費用の低減に努めることが望ましい。

なお、相互接続点の拡大については、考え方18のとおりとしてございます。

その下、意見8でございます。IP o E接続を希望する事業者が事前調査申し込みを行った以降早期に、NTT東西、当該事業者及び既存IP o E接続事業者の協議の場を設けることが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。IP o E接続事業者間の公平性の確保の観点から、NTT東西において、IP o E接続の事前調査申し込みまたは接続申し込みがあった場合には、当該申し込みを行った事業者の同意を前提に、既存IP o E接続事業者と当該申し込みを行った事業者との間で協議を行うことができるよう調整することが適当である。

なお、NTT東西と既存IP o E接続事業者との間のIP o E方式に関する協議の場には、新たなIP o E接続事業者が、不当に差別されることなく参加できるようにすることが必要であると考えられる。

また、IP o E接続事業者の責務については、考え方15のとおりとしてございます。次のページ、意見9でございます。費用等の情報提供に関するご意見でございます。

新規参入の検討に当たり、費用等の情報が必要。守秘契約の締結を前提としつつ、NTT東西からの情報提供が必要とのご意見でございます。

考え方は、事前調査申し込みを行った事業者に対しては、守秘義務を条件に、一定の情報が開示されていると認められる。

IPoE接続の実質的な妨げとならないよう、NTT東西及び既存IPoE接続事業者は、IPoE接続申込事業者との協議の上、少なくとも双務的な守秘義務を承諾したIPoE接続申込事業者に対して、IPoE接続に際し必要となるその他の情報について、適切に開示することが適当であるとしてございます。

13ページまで飛びますが、再意見10でございます。仕様等変更のときの情報開示に関するご意見でございます。接続に係る条件（接続仕様・機能の追加・費用負担等）に変更があった場合には、接続約款の変更を伴うものか否かにかかわらず、NTT東西は、説明会を実施する等の方法により速やかに関係者に情報を開示することが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。IPoE接続に関し、接続仕様、機能の追加等の接続に係る条件について変更があった場合には、当該変更が接続約款変更を要するものであるときは、接続約款として公表される。

他方、接続約款変更を要する場合以外においても、情報開示告示その他法令等に基づき、接続を円滑に行うために必要な情報について開示することが必要であると考えられる。

1ページおめくりいただきまして、また、費用負担に変更があった場合の情報開示については、考え方9のとおりとしてございます。

意見11でございます。費用の案分方法に関するご意見でございます。費用負担方法について、関係事業者間で十分な議論を尽くし、新規IPoE接続事業者が、その利用頻度やサービスの提供形態に比べて著しく不合理で過度な経済的負担とならない案分方法で合意することが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。IPoE接続に係る網改造料の案分方法については、IPoE接続の実質的な妨げとならないよう、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、関係事業者間の協議において、利用の程度が少ない事業者等にとって著しく不合理な費用負担の案分方法とならないようにすることが適当であるとしてございます。

次のページ、意見12及び13でございますが、既存IPoE接続事業者への影響に

ついてのご意見でございます。

意見12でございます。I P o E接続事業者数の増加に伴ってシステム改変等を行う際には、既存I P o E接続事業者に追加的な負担が発生しないようにすることが必要とのご意見です。

考え方につきましては、NTT東西の再意見によれば、今回のI P o E接続事業者の増加に対応するために、NTT東西が新規開発する固有機能に係る費用については、その機能を利用する新規I P o E接続事業者のみが負担することが予定されている。

費用負担方法に関する関係事業者間の協議については、考え方11のとおりとしてございます。

意見13でございます。新規I P o E接続事業者の接続開始に際しては、既存I P o E接続事業者の事業運用面での新たな制限や品質低下等が発生しないようにすべきとのご意見でございます。

考え方は、NTT東西においては、今回のI P o E接続事業者数の拡大に伴い、既存I P o E接続事業者のサービスに影響が生じる場合には、その対処方法等について関係事業者と協議を実施する等、関係事業者間の合意形成に向け取り組むことが適当であるとしてございます。

意見14から16につきましては、I P o E接続事業者の責務に関するご意見でございます。

意見14でございます。新規I P o E接続事業者に対しても、既存I P o E接続事業者と同様のI P o E接続事業者の責務が維持されることに賛同するというご意見でございます。

考え方は、本件認可申請に係る賛成のご意見として承ります。

1ページおめくりいただきまして、意見15でございます。新規参入I P o E接続事業者が、I P o E接続は今後も仕様を統一するための協議が必須であり、またその際には公共的な観点を優先した意思決定を行う必要があるということをも十分理解した上で、接続申込手続が行われることを確保されたいとのご意見でございます。

考え方でございます。新規I P o E接続事業者であるか、既存I P o E接続事業者であるかにかかわらず、I P o E接続事業者においては、接続約款第50条の4（I P o E接続に係る責務）に規定されているとおり、不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供に条件を付さないこと、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行

わないことを遵守することが必要である。

また、NTT東西とIPoE接続事業者との間の協議については、考え方8のとおりとしてございます。

続きまして、意見16でございます。IPoE接続事業者の協調の上に成り立ったコンセンサス作りが困難となる可能性があるため、IPoE接続申込者に対して、NTT東西それぞれに接続を行い、全国サービスを継続すること、IPoE接続機能を必ず自社以外の通信事業者にも提供することの条件を付すことが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。接続約款は、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社とで別個のものであり、NTT東西いずれに対してもIPoE接続を申し込まなければならない旨の要件を設けることは合理性が認められない。

また、本件認可申請では、IPoE接続事業者の選定手続において、他事業者契約数の合計数の多い順に選定することにより、IPoE接続を他事業者にも提出する事業者を優先的に取り扱うことが担保されており、他事業者にも提供する事業者以外についてもIPoE接続を受け付けられる場合においてまで接続の受付を制約することは、公正競争を阻害するおそれがある。

したがって、NTT東西がIPoE接続事業者に対し、意見に述べられておりました2項目等を接続約款において要件とすることは適当ではないと考えられるとしてございます。

意見17でございます。アドレス空間に関する意見でございます。新規IPoE接続事業者が、現在の最小割り振りサイズである「/32」を超えるIPv6アドレスの分配を受けるためには、既存のIPoE接続事業者と同様にIPアドレスポリシーに定められた割り当て数の要件を満たすこと、もしくは「/32」を超えるIPv6アドレス分配を必要とする技術的な理由がある根拠を示すことが求められるため、約款及びサービス仕様書の策定に当たり考慮されたいというご意見でございます。

考え方につきましては、NTT東西においては、新規IPoE接続事業者がJPNICよりIPoE接続を行うに当たって必要なアドレス空間を取得できるよう、情報の提供等の必要な協力を行うことが適当であるとしてございます。

1ページおめくりいただきまして、意見18でございます。意見18と19は、相互接続点の増加に係るご意見でございます。

相互接続点の増設を実施することを要望する。その際、相互接続点増設前よりも合理

のかつ低廉な接続料金にて提供されることを要望するとのご意見でございます。

考え方でございます。NTT東西においては、I P o E接続事業者からの具体的な要望等を踏まえ、I P o E接続に係る相互接続点の増設に向けて引き続き協議を行うことが適当である。

また、I P o E接続に係る相互接続点の増設に向けた検討に当たっては、相互接続点の増設によりNGN内の伝送距離が短縮されることや、技術の進展状況等を踏まえ、I P o E接続に係る接続料の低減に努めることが適当である。

費用負担については、考え方11のとおりと整理をしております。

その次のページ、意見19でございます。相互接続点が増設された場合には、提供エリアを特定地方に限定しているISPや、全国エリアを対象としている場合であっても、特定地域に顧客が集中しているようなISPにとっても、その事業形態に合わせ柔軟に接続できることが必要。関係者間で十分に議論して、合意形成を図ることが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。NTT東西においては、I P o E接続に係る相互接続点を増設する場合に、I P o E接続事業者から特定の地域に限り接続する等の具体的な要望があったときには、要望事業者及び関係事業者と協議することが必要であると考えられるとしてございます。

以下、意見20から意見24までにつきましては、ご意見については、参考として承るというふうに考え方をまとめているものでございます。ご紹介申し上げます。

意見20でございます。I P o E接続事業者最大数の増によるI P v 6普及効果について、明らかにされたい。

意見21でございます。I P v 6インターネット接続の普及・促進を進めるために、今後も「I P v 6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次プロGRESSレポート」に示された全ての項目の実現等の対応が必要。

意見22でございます。I P v 6促進に向け、引き続き残された課題解決を行っていくべきというご意見。

意見23でございます。BフレッツからNGNにマイグレーションした利用者についても、I P v 6 I P o E方式またはI P v 6 P P P o E方式を利用できることが必要。

最後に、再意見24でございますが、I P v 6普及の観点から、NTT西日本はNTT東日本と同様、フレッツ光ネクストを新規に申し込むユーザーに対してフレッツ・v

6 オプションをあらかじめ利用可能な状態で提供されたいというものでございます。

以上の考え方を踏まえまして、冒頭、1 ページにお戻りいただければと存じます。先刻、東海主査からご説明ありましたとおり、本件につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとした上で、2. でございますけれども、6つの要望事項が付されているところでございます。(1) から (5) までにつきましては、今申しあげました考え方を踏まえまして、要望するという内容でございます。(1) につきましては、NTT東西に対し、IPoE接続事業者の最大数のさらなる増加に係る要請でございます。(2) につきましては、NTT東西に対する、関係事業者間の協議の調整に係る要請事項でございます。(3) につきましては、NTT東西及び既存IPoE接続事業者に対する、IPoE接続に際し必要となる情報の適切な開示に係る要請事項でございます。(4) でございますけれども、NTT東西及び既存IPoE接続事業者に対する、IPoE接続に係る網改造料の案分方法に係る要請事項でございます。(5) につきましては、NTT東西に対する、IPoE接続に係る相互接続点増設の協議と、その接続料に係る要請でございます。

(6) につきましては、考え方に含まれておりませんが、IPoE接続事業者の選定の公正性・適正性の確保のために、前回認可の際に、3事業者の選定に関して付した要望事項と同様のものを付しているところでございます。

今回申請のあった接続約款附則第2項第2号に規定にする場合は、これは既存IPoE接続事業者数と接続申込事業者数の合計が17社以上あった場合ということでございます、NTT東西に対し、IPoE接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が接続約款に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に提出することを要請すること。また、総務省においては、当該書類を受けて、選定過程の公正性・適正性の検証を行うことというものでございます。説明は以上でございます。

- 根岸部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
- 辻委員 では、1点よろしいですか。
- 根岸部会長 はい、お願いします。
- 辻委員 今までのこの審議会等々では、接続関係はNTT対接続事業者というフレームワークがメインでした。今回は、もちろんそれもあるのですが、どちらかというと、

いまの説明で割かれたのが、I P o E 接続事業者の新規と既存の関係ですね。これからどういう事態が起こるか分からないので、基本的に協議して、問題があればやってくださいという、協議の場が説明されていると思います。これは責務としては既存も新規も同じと思いますが、今の説明で分からなかったのが費用に関するところで、新規の事業者にかかわる部分はその新規だけがかかわっていて、既存の事業者には影響はないとのご説明があったように思います。新規の事業者はユーザー数が増え、技術進歩もありますから、既存事業者よりは安く技術を使えるという意味合いで、既存と新規の事業者間で接続料が異なる、このような意味で設けられるのですか。

- 二宮料金サービス課長　今回、各事業者の費用の分配、案分方法につきましては、基本的に、各事業者間の協議に基づき設定をされるということになるわけでございます。他方、今回、先生ご指摘のとおり、既存のI P o E 事業者、既に一定の費用をかけて設備改造、網改造等を行った上で事業を行っている事業者と、その後新たに新しく入ってくる新規のI P o E 接続事業者というものが存在いたします。この前者の既存のI P o E 接続事業者については、当初参入をしたときに、一定の網改造料の支払いをしておりますが、その事業者固有の費用については、その事業者の負担ということだろとうと思っておりますが、新規に入ってきた事業者が、新規の事業者のために必要な固有の設備を打ったような場合につきましては、その負担になるようなことになるのではないかと考えております。

確かに、この2つの関係につきましては、民間の協議の中で具体的に決定されていくということだろとう思いますので、その状況につきましては、案分方法のガイドライン等もございまして、それを踏まえた上で進めていただきたいと思います。

- 辻委員　そうしたら、既存と新規の事業者間の関係というのは、NTTを介してでできますが、両者は直接利害関係というのではないのですか。だから、何故あなたのところだけが安いのですかといったことを直接やりとりするわけではないわけですね。基本的な関係は、NTT対接続事業者との交渉ということになりますね。

- 二宮料金サービス課長　その点につきましては、まさにI P o E 接続事業者としてNTTと接続をするときにかかってくる総費用というのがあるかと思っておりますけれども、その総費用を各社でどう案分するのかということについては、既存の事業者と新規の事業者との間で、案分をするということとなる場合もあるかと思っております。

その意味で、完全に独立しているわけではなく、協議の中で、お互い関連し合いなが

ら協議をしていただく必要があるのだろうというふうに思っております、今回の考え方の中にも書いてあると思えますけれども、そういった際の情報提供の重要性に鑑みまして、調整の場を早期につくるということをNTTに要請しているというような状況でございます。

○辻委員　そうしたら、最終的に接続事業者間でトラブルが生じ、問題が解決できなかった場合、次に審議される場合は、接続委員会で、そこで最終的に決定されるわけですか。そうでもないのですか。

○二宮料金サービス課長　今回の接続料につきましては、網改造料というものでございまして、通常の網使用料で具体的な接続料自体が約款申請に係り、この場で審議をいただくというものは異なっております、基本は、個別の事業者の間の協議ということになります。

　　したがって、仮にその協議がまとまらなくて調整がつかないというような場合には、例えば、総務省に対して裁定の申請だとか、紛争処理の手続を踏むという形で、事後的な処理になるというふうに思います。

○根岸部会長　よろしいですか。

○辻委員　どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　　それでは、諮問第3048号につきましては、今、接続委員会から報告書をいただいておりますが、それと同じ内容のものが26ページにございまして、この内容で答申するというようにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

　　次に、3049号「接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正」について審議したいと思います。

　　本件は、大臣からの諮問を受けまして、10月26日開催のこの部会において審議を行い、11月26日まで意見募集を行いました。その後、意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会とユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。

　　接続委員会の主査の東海委員から、この委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○東海委員　それでは、資料41-2をご覧いただきたいと思えます。接続料規則、接

続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正につきまして、ただいま部会長からもお話しございましたように、ユニバーサルサービス委員会と接続委員会との合同会合における調査・検討の結果をご報告させていただきたいと思っております。

なお、ユニバーサルサービス委員会の主査は、ご出席の酒井部会長代理でいらっしゃいます。

諮問3049号に係るものでございます。本件の概要につきましては、お手元の資料41-2の6ページ以降に具体的な記載がございます。本年9月25日に情報通信審議会より答申がなされました「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」を踏まえまして、長期増分費用モデルの改修に伴う接続料の算定方法の一部変更や、平成25年度の接続料算定に用いる入力値の更新など、関連規定の整備を行うとともに、長期増分費用モデルにより算定されるユニバーサルサービス原価の算定方法につきましても、前述の改修を踏まえ、関連規定の整備を行うものでございます。

意見募集を経た上で、資料41-2を1枚おめくりいただいて、1ページの報告書を取りまとめたところでございます。両委員会といたしましては、報告書の1に記したとおり、本件、接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの報告をさせていただきます。

なお、提出されました意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページから4ページに取りまとめております。具体的な内容につきましては、総務省からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

○海野料金サービス課企画官　それでは、資料41-2に基づきまして説明申し上げます。本年10月26日に本審議会に諮問させていただきました本件省令の一部改正案につきまして、本年10月27日から11月26日まで意見公募が行われましたところ、フュージョン・コミュニケーションズ、ソフトバンクグループ、KDDIの各者から意見が提出されましたので、その概要と、それらに対する考え方につきまして、説明いたします。

資料2ページをご覧ください。意見1といたしまして、現行の長期増分費用方式モデルの改修に伴うPSTNに係る接続料算定方法の一部変更等及び平成25年度の接続料算定等に用いる入力値の更新に係る今回の省令改正は適当という意見でございます。

こちらにつきましては、考え方1にありますとおり、本省令案に賛成の御意見として承る、としております。

続きまして、3ページの意見2でございます。第六次モデルの適用期間内であっても、接続料水準が急激に上昇することが見込まれる場合には、速やかに追加的な補正措置を講じるなどして当該水準の抑制を図るべきという意見でございます。

こちらにつきましては、考え方2のとおりでございます。すなわち、平成24年9月25日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」（以下、「答申」という。）に示されたとおり、制度の安定性を確保する観点や接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、長期増分費用方式に基づく接続料算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくないため、第六次モデルを用いた算定方式の適用期間内においては、接続料算定に係る追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。

ただし、IP網への移行の進展等により、第六次モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当である、としております。

続きまして、4ページの意見3でございます。次期モデルの検討については、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえたモデルの本格的な見直しを早期に開始することが必要という意見でございます。

こちらにつきましては、考え方3のとおり整理しております。すなわち、答申に示されたとおり、第六次モデルの次期の接続料算定期間において適用することを想定した次期モデルの検討に際しては、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコード・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入可能性の検討といったIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについて検討が必要である。

また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには、十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、当該検討を早期に開始する必要がある。

なお、これらの検討に当たっては、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる、としております。

以上の意見公募の結果も踏まえた答申書の案につきましては、資料5ページのとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○長田委員　質問ですけれども、今の最後の考え方3のところ、十分な検討期間が必要だから、当該検討を早期に開始するというふうに答えているわけですが、その早期というのはいつごろを想定しておられますか。何かすごくあいまいかなと思うので、その早期の時期を教えてください。

○海野料金サービス課企画官　お答え申し上げます。この次期モデルの在り方につきましては、ここにお示しいたしました「スコーチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直しですとか、あるいはIP-LRICモデルの導入可能性の検討など、諸々の課題がございます。それらに関する事業者間での考え方の相違も大きい状況でございます。そのため、その検討期間において円滑な審議・議論が行われるようにするべく、まずは課題の整理等を進める必要があると考えております。

したがって、早期というのが具体的にいつかということをお場で明確に申し上げるのはなかなか難しいところがございますけれども、必要に応じて事業者に対するヒアリング等も行いつつ、できる限り早期に本格的な検討に入れるように努力したいと思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

○東海委員　この問題は、今回に限らず、長期増分費用方式の適用というものに対してずっとこの何年間かの間、今後どうするかと、IP化に向けてどういう対応を必要とするかということをお議論してきたわけでございます。この審議会でもいろんな議論がなされて整理されてきたところかと思っておりますが、今回の対象は、実は平成25年度、26年度、27年度でございます。したがって、その先ということになると、平成28年度以降ということになりますけれども、しかし平成28年度をやるために前年の27年度あたりからスタートしますなんていうことでは、新しいことを具体的に展開するためには遅いじゃないかという認識は、恐らく多くの委員の方々もお持ちだろうと思うんです。そういう意味においては、平成25年度、26年度、27年度の間の中でも早くから議論を始めるべきだろうということかと私は理解いたしておりますが。

○長田委員　ありがとうございます。公共料金そのものの決め方について、消費者がき

ちんと参加をしていこうという動きが盛んになっています。しかし、接続料の決め方はなかなか難しく、一般的に普通にぱっと、消費者が参加してどうこう意見を言えるというものではないんですね。なので、どういう形で参加していけるかというのは難しいですけれども、それにしても早めの議論が始まっていて、少しずつ情報が提供されていて、理解を深めてというふうな、我々としての時間も必要だと思いますので、今後どういう形でIP化されていった後の通信の接続料というのが決まっていくのかということころは、ぜひ早期の段階でも情報を開示していただきたいと思います。

○海野料金サービス課企画官　ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、適切に対応してまいりたいと思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この諮問第3049号につきまして、お手元の資料では5ページのところに、先ほどの報告書と同じ内容のもので答申したいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、諮問事項ということになると思いますが、諮問第3051号「事業用電気通信設備規則の一部改正」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○飯倉電気通信技術システム課企画官　諮問のほう、資料41-3に基づきまして説明させていただきます。1ページめくっていただきまして、ページ番号1ページ目ですが、諮問書です。本件、携帯電話のバーストラヒックの対策について省令に規定するものですけれども、バーストラヒックといいますと、瞬間的にトラヒックが急増するもの、そういったものの対策を事業用電気通信設備規則のほうに規定をするもので、所要の規定に基づきまして諮問させていただきます。

次のページに概要を書いていますけれども、2ページです。上のほうに「背景」とありますが、最近スマホ、スマートフォンですが、急激に普及をしまして、一部の携帯電話事業者において冗長機能の不具合ですとか、設定や配備に誤りが存在したりですとか、そういったものによる事故等が結構発生しているという状況にあります。

こういう背景を踏まえまして、情報通信審議会のほうですけれども、今年の4月からネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策について検討を行ってまいりまして、先月の28日に一部答申を受けています。本件の省令改正は、この答申を受けまして所要の制度整備を行うものであります。

下のほうの概要ですけれども、1枚めくっていただきまして、ページ番号4ページ目

以降の参考資料と一部かぶりますので、そちらのほうで説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。これは、先ほど言いましたスマホ関係の事故ですけれども、下に円グラフが2つありますけれども、右側に22年度の事故があります。22年度は15件あって、携帯電話は3件しかなかったんですけれども、これが左側、23年度に至りまして、合計の数も17件と増えていますが、そのうち携帯電話に関するものが10件で、スマホの利用者のみに影響があったものが4件、スマホだけじゃなくて、普通の携帯電話の利用者にも影響があったものが6件というふうに、明らかに携帯電話なりスマホ関係の事故が増えているという状況です。

次の6ページに行きまして、事故原因の分析ですけれども、下の表が分類の表になっています。

一番上の丸、真ん中よりちょっと上のほうですけれども、冗長機能の不具合に関する事故というものが一番多ございまして、10件中6件が冗長機能の不具合に関するもので、そのうち3つが予備設備に切り替えたときに失敗したというもの。そのうち1つが、切り替わったんだけど、認証関係の設備でふくそうが発生した。これは典型的なバーストラフィック関係の事故ですけれども、右側に若干原因が書かれてあるんですが、一度ネットワークから切断された多数の端末から、接続に係る認証要求を新しい冗長設備のほう、予備設備のほうに一斉に信号の要求が来てしまって、そのサーバの処理が大幅に低下したというものです。

そういったものですとか、次の下のほうにある丸ですけれども、そもそも設備の設計・設定・配備に誤りがあったもの、こういったものも2つほどあります。例えば、右側にこれも原因が書いてありますけれども、利用者のメールボックス情報等を格納するサーバへの問い合わせ件数が、そもそも上限値を超えてしまったというふうな事項などもありました。こういったものが事故原因の分析になります。

こういったものを踏まえて、次の7ページのほうに、情報通信審議会の一部答申を受けました対策について書いております。2つ書いていますけれども、1つは、バーストラフィックそのものに対すること、そして未然の措置について書いています。下のほうの制御信号対策は、起こったときにどういうふうな対策をとるかというふうな措置を書いています。

具体的に読み上げますと、上のほうは、「バーストラフィックの発生を防止又は制御する措置又はバーストラフィックの発生を考慮し、十分に余裕を持った処理能力の

確保」という書きぶりになっています。下のほうの制御信号対策として、「制御信号の増加による処理を低減させるための措置又は制御信号の増加を考慮し、十分に余裕を持った処理能力の確保」というふうなことが答申されています。

この答申を受けまして、次のホチキスどめになってしまいますけれども、事業用電気通信設備規則の8ページをご覧ください。こちらに横線を引いてあるのが追加されたところですが、第8条というところに異常ふくそう対策が、そもそも規定があるんですけれども、その第8条の2ということで、先ほどのバーストラヒック対策、おおむね先ほど読み上げた答申のとおりなんですけれども、バーストラヒックという言葉に「トラヒックの瞬間的かつ急激な増加」というちょっと日本語に直したような、そういうことを第8条の2の1項と2項にそれぞれ規定をさせていただくという構成になっております。

次の16条ですが、これは小規模施設について、そもそも技術基準の適用除外を規定している条項なんですけれども、これについてもバーストラヒック対策等について適用除外をするということで、8条の2というところを追加させていただいています。

以上が事業用電気通信設備規則の改正になるわけですが、1枚めくっていただきますと、ページ番号の10ページですが、この改正に合わせて、諮問の対象外ですが、電気通信事業法施行規則の一部も少し変えようと思っております。電気通信事業者は、自分の設備の自己確認をするときに届け出をする必要があるんですけれども、届け出する際に添付する書類をこの27条の5で定めております。

その1枚めくっていただきまして、ページ番号12ページに4号のロとして、バーストラヒック対策等の措置に関する説明書というものを追加で出させていただくことにしております。

以上が説明でして、本件、諮問を要しない最後の省令改正部分もありますので、パブコメについて、そちらの部分も含めて一体として総務省が実施したいと思っております。以上であります。

- 根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ質問、ご意見ございましたらお願いします。
- 辻委員　　ちょっと関連でよろしいでしょうか。
- 根岸部会長　　はい、どうぞお願いします。

- 辻委員 バーストラヒック対策で技術的な側面を強調されましたけれども、以前からスマホはトラヒックがふくそうしてつながらないというような苦情がよく出ていましたよね。これは今、一般的なつながらないという問題はもう解決しているんですか。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 実際に起こった事故に関しては、それぞれ解決をしております。ただ、それだけじゃなくて、今後発生し得るものとしてバーストラヒック対策を求めるんですけれども、最近について申し上げますと、いわゆる重大事故と我々は呼んでいます、発生時間が2時間以上で、影響利用者が3万以上という重大事故に関して言いますと、重大事故はまだあるんですけれども、スマホ関係で言いますと、最近はないです。
- 辻委員 そうですか。これは事業者の方々がネットワークを拡大するといいますか、キャパシティを増やしていくということの努力が実ったということですね。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 はい。適切に拡大していただいているんだろうなというふうに推察いたします。
- 辻委員 わかりました。
- 根岸部会長 どうぞ、ほかに。はい、お願いします。
- 酒井委員 今のことでわかったような気もしたんですが、この重大事故というのは、ちゃんと定義があるんですね。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 はい。電気通信事業法と施行規則に書いてありますけれども、時間が2時間以上……。
- 酒井委員 2時間以上ですか。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 はい。かつ、影響利用者数が3万というふうに規定されております。
- 酒井委員 わかりました。それからあと、これでいいんだろうと思うんですけれども、十分な通信容量を有する電気通信回線設備の設置と書いてあったときに、それが十分かどうかというのは、そのとき適宜検証するというほかはないんでしょうね。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 いろいろと情通審のほうでも検討いただいたんですけれども、設備そのものが事業者によって、まちまちということもありまして一律に規定するのが難しく、規定上はこのようにしておいて、先ほど説明いたしました施行規則での届け出、こういったものを我々が見ることで、それぞれで確認をしていくという形をとりたいなと思っております。

○酒井委員　わかりました。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、審議会の議事規則に従いまして、この諮問案を今日、報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。

今ご説明のように、報道発表及び意見招請においては、諮問を要しない事項も含めまして、一体として総務省が実施するというのをこの部会で決定したいと思います。

本件の意見招請は、平成25年1月17日までとしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございませんか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会